

長野市特別職報酬等審議会条例

昭和41年10月16日  
長野市条例第23号

改正 昭和53年3月31日条例第1号  
平成19年3月29日条例第2号

平成13年3月30日条例第1号  
平成19年3月29日条例第5号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため長野市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに政務調査費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会に書記若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日条例第1号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成19年3月29日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

# 長野市特別職の職員等の退職手当に関する条例

昭和41年10月16日

長野市条例第30号

改正 昭和51年6月26日条例第47号 昭和53年12月25日条例第55号  
昭和55年12月22日条例第45号 平成4年9月30日条例第48号  
平成18年3月30日条例第35号 平成19年3月29日条例第2号  
平成20年3月28日条例第32号

第1条 この条例は、特別職の職員等の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 この条例に定める特別職の職員等とは、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員並びに参加をいう。

第3条 退職手当の額は、任期満了、退職又は死亡した日の属する月の給料月額に、勤続月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

市長 100分の50

副市長 100分の35

教育長 100分の28

上下水道事業管理者 100分の28

常勤の監査委員 100分の28

参加 市長が定める割合

2 前項の勤続月数の計算は、職員となつた日の属する月から退職又は死亡した日の属する月まで引き続き在職期間の月数とする。

第4条 退職手当の支払については、一般職の職員の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 市長職務執行者及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第22号）第19条の規定により互選された教育長（以下「臨時教育長」という。）の退職手当の計算については、第3条第1項にかかげる市長及び教育長と同様とし、臨時教育長が引き続き第2条に定める特別職の職員に就任したときは、臨時教育長の在職期間はその就任した特別職の職員の期間に通算するものとする。

3 昭和41年10月16日に参事を命ぜられた職員が引き続き第2条に定める特別職の職員に就任したときは、参事としての在職期間は第3条第2項の規定にかかわらず、その就任した特別職の職員の期間に通算して計算するものとする。

附 則（昭和51年6月26日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月25日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年12月22日条例第45号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年9月30日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第35号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成20年3月28日条例第32号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

# 長野市政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月30日  
長野市条例第1号

改正 平成16年3月30日条例第6号

平成17年3月30日条例第2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、長野市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、長野市議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。  
(交付対象)

**第2条** 政務調査費は、長野市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。  
(交付額及び交付の方法)

**第3条** 政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数に月額9万7,000円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの各区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付する。

2 政務調査費は、各半期の最初の月（月の中途において新たに結成された会派にあっては、その翌月）に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 半期の中途において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会若しくは除名があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

5 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

6 政務調査費は、交付に係る月の20日に交付する。ただし、その日が市の休日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

**第4条** 会派の所属議員数に異動が生じた場合には、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

2 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

(用途基準)

**第5条** 会派は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

**第6条** 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

**第7条** 会派は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

**第8条** 市長は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じなければならない。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(長野市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 長野市特別職報酬等審議会条例（昭和41年長野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成16年3月30日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月30日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。